

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
7月7日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(七件)(厚政課)……………二

保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課)……………九

道路の区域の変更(道路整備課)……………九

道路の供用の開始(道路整備課)……………九

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………九

建築基準法第四十八条第十三項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課)……………〇

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課)……………〇

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………〇

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………〇

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………一

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………二

公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………二

山口県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨



の届出があった。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療生活協同 組合健文会	宇部市五十目 山町一六番二 三三〇	ヘルパース テーションは ばたき	宇部市五十目 山町四番八 一〇	訪問介 護	平成一八、 五、三一
社会福祉法人 阿武町社会福 祉協議会	阿武郡阿武町 大字奈古三〇 八一の五	社会福祉法人 阿武町社会福 祉協議会指定 訪問介護事業 所	阿武郡阿武町 大字木与三七 の三	"	"
錦町	玖珂郡錦町大 字広瀬六七四 八	錦町老人保健 施設あさぎりの 郷	玖珂郡錦町大 字広瀬七〇五	通所リ ハビリ ション	"
"	"	"	"	短期入 所療養 介護	"
居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名称	居宅介護支援事業所 所在地	廃止年月日	
社会福祉法人阿 武町社会福祉協 議会	阿武郡阿武町大 字奈古三〇八一 の五	社会福祉法人阿 武町社会福祉協 議会指定居宅介 護支援事業所	阿武郡阿武町大 字木与三七の三	平成一八、 三、三一	
介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
介護老人保健施設 名称	所在地	介護老人保健施設 名称	介護老人保健施設 所在地	事業の 種類	廃止年月日
錦町老人保健施設あさぎりの郷	玖珂郡錦町大字広瀬七〇五	錦町老人保健施設あさぎりの郷	玖珂郡錦町大字広瀬七〇五	介護老人保健施設	平成一八、 三、一九

山口県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は 名称	住所又は 主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療生活協同組合健文会	宇部市五十目山町一六番二	宇部市五十目山町四番八	介護予 防訪問 介護	平成一八、 五、三
ヘルパーズ テイションは ばたき	宇部市末広町 一番一三三	宇部市末広町 一番一三三	訪問介 護	平成一八、 六、一
ヘルパース テイション・ さくらほづふ	防府市三田尻 二丁目九番三 四号	防府市三田尻 二丁目九番三 四号	"	"
有限会社ホー ムヘルパー す	柳井市柳井二 二五九の一四	柳井市柳井二 二五九の一四	"	"
有限会社ホー ムヘルパー す	柳井市柳井二 二五九の一四	柳井市柳井二 二五九の一四	"	"
阿武郡阿武町 福祉協議会	阿武郡阿武町 大字奈古三〇 八の一五	阿武郡阿武町 大字奈古三〇 八の一五	"	"
社会福祉法人 宇部市社会福 祉協議会	宇部市琴芝町 二丁目四番二 〇号	宇部市大字船 木一五八五の 一	通所介 護	"
社会福祉法人 宇部市社会福 祉協議会	宇部市琴芝町 二丁目四番二 〇号	宇部市大字船 木一五八五の 一	通所介 護	"
医療法人英知 会	山口市桜島二 丁目六番八号	山口市桜島二 丁目三〇〇六 の一	"	"
医療法人社団 裕嵩会波多野 医院	萩市大字堀内 二四七の五	萩市大字堀内 二四七の五	"	"
医療法人社団 裕嵩会波多野 医院	萩市大字堀内 二四七の五	萩市大字堀内 二四七の五	"	"
有限会社風の 便り	岩国市平田二 丁目一八番一 二号	岩国市平田二 丁目一八番一 二号	"	平成一七、 一、七

山口県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

有限会社岩国 メディカルサ ポート	南岩国 町四丁目五七 番二七号	南岩国 町四丁目五九 番一〇号	"	平成一八、 三、三
株式会社不 二ビルサービ ス	広島市中区八 丁堀一五番一 〇号	周南市大字徳 山一〇一二の 一	"	"
有限会社あい グループ	周南市秋月一 丁目一番一〇 号	周南市大字徳 山一〇一二の 一	"	"
医療法人社団 陽光会	光市島田二丁 目二二番一六 号	光市島田二丁 目二二番一六 号	通所リ ハビリ シヨ ン	平成二〇、 一、〇
共立美東国民 健康保険病院 組合	美祿郡美東町 大字大田三八 〇〇	美祿郡美東町 大字大田三八 〇〇	短期入 所療養 介護	平成一八、 四、八
社会福祉法人 神原苑	宇部市神原町 二丁目一番二 二号	宇部市神原町 二丁目一番二 二号	認知症 対応型 介護	"
株式会社二 イ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	下松市大字末 武下四三八の 二	"	"
"	"	周南市大字下 上六四四の一	"	"
株式会社不 二ビルサービ ス	広島市中区八 丁堀一五番一 〇号	大字徳 山一〇一二の 一	"	"
医療法人健仁 会	山陽小野田市 日の出三丁目 七番一七号	山陽小野田市 大字山川九〇 の二	認知症 対応型 介護	"

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
居宅介護支援事業者の名称	愛介護支援センター有限公司	居宅介護支援事業所の名称	愛介護支援センター	平成一七、六、一
	防府市駅南町八番三二二号		防府市駅南町八番三二二号	
	周南市秋月一丁目一番一〇号		周南市秋月一丁目一番一〇号	平成一五、四、一
	東京都市千代田区神田駿河台二丁目九		東京都市千代田区神田駿河台二丁目九	平成一六、七、一
	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一の五		阿武郡阿武町大字奈古三〇八一の五	平成一八、四、一

山口県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
特定福祉用具販売事業者の名称	常盤薬品株式会社	特定福祉用具販売事業所の名称	常盤薬品株式会社	平成一八、四、一
	宇部市大字妻崎開作八六〇の一		宇部市大字妻崎開作八六〇の一	
	小松原町二丁目一〇番二四号		小松原町二丁目一〇番二四号	
	島根県浜田市下府町一八九の一		萩市大字椿二七四二の三	
	東京都市千代田区神田駿河台二丁目九		東京都市千代田区神田駿河台二丁目九	
	岩国市川西四丁目五番五号		岩国市川西三丁目五番四一號	
	尾津町二丁目二番三四号		尾津町二丁目二番三四号	
	東京都市千代田区神田駿河台二丁目九		東京都市千代田区神田駿河台二丁目九	
	周南市桜木三丁目五番六〇号		周南市桜木三丁目五番六〇号	

山口県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

名称	名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設	海井医科器械株式会社	岩国市御庄二丁目一〇の一三	平成一八、三、二〇
	海井医科器械株式会社周南営業所	周南市大字久米一〇一八の七二	
	株式会社八ツタ	周南市大字久米一〇二二四	
	株式会社八ツタ	周南市西柳二丁目三番四八号	
	JA周南福祉用具レンタル事業所	周南市西柳二丁目九番五号	
	JA周南福祉用具レンタル事業所	清水平一丁目九番五号	
	山陽小野田市大東高泊一九一の五	山陽小野田市大東高泊一九一の五	
	山陽小野田市大東高泊一九一の五	山陽小野田市大東高泊一九一の五	

山口県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

名称	名称	所在地	指定年月日
介護予防事業者の名称	社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	平成一八、四、一
	宇部あかり園	宇部市大字西岐波二二九の二	
	訪問介護事業	岐波二二九の二	
	介護訪問	岐波二二九の二	

社会福祉法人 大和福祉会	医療法人社団 陽光会	株式会社二子 イ学館	双葉タクシー 株式会社	第一交通有限 会社	医療法人錦病 院	"	株式会社二子 イ学館	社会福祉法人 ひとつの会	有限会社ケ アーネット サーピス	医療生活協同 組合健文会	医療法人和同 会	社会福祉法人 光栄会
二六七 大字岩田	光市島田二丁目二番一六号	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	丁目五番五号	町四丁目六五番二八号	岩国市錦見七丁目一五番七号	"	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	野一五二の一	周南市大字須々万本郷七六八の五	山町一六番二	三岐波二二九の三	宇部市大字東岐波二二三
ヘルパーステーションやまと	光中央病院訪問介護事業所	セイリスケア	双葉タクシー株式会社訪問介護事業所ふたば	第一あんしんサービス岩国	医療法人錦病院指定居宅介護サービス事業所ヘルパーステーションあいらり	医療法人錦病院指定居宅介護サービス事業所ヘルパーステーションあいらり	セイリスケア	セイリスケア	ヘルパーステーションさくらほうふ	ヘルパーステーションはたぎ	常盤台病院在宅介護支援センター	社会福祉法人光栄会日の山園訪問介護ステーション
二六七 大字岩田	島田二丁目二番一	光市花園二丁目三番二	二丁目二番三四号	町四丁目六五番二八号	丁目一六番一七号	岩国市立石町六丁目二番三六号	武下四三八の二	野一五二の一	防府市三田尻二丁目九番三	一番一三三	丁目三番二六	岐波二二三 大字東
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	四	六	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	社会福祉協議会	社会福祉法人山陽小野田市	株式会社コムスン	イ学館	株式会社コムスン	"	株式会社コムスン	株式会社二子イ学館	有限会社あい	有限会社ホルムヘルパーズ	株式会社コムスン	イ学館
"	千代町一丁目二番二八号	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号	本木六丁目一〇番一	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	本木六丁目一〇番一	本木六丁目一〇番一	本木六丁目一〇番一	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	周南市秋月一〇	柳井市柳井二五九の一四	本木六丁目一〇番一	二丁目九
山陽	さわやか社協	さわやか社協	株式会社コムスンの山陽小野田	セイリスケア	株式会社コムスンの山陽小野田	株式会社コムスンの山陽小野田	セイリスケア	セイリスケア	アセイリスケア	アセイリスケア	株式会社コムスンの山陽小野田	セイリスケア
大字鴨庄九二	千代町一丁目二番二八号	千代町一丁目二番二八号	一五番二八号	山陽小野田市日の出三丁目九番九号	米三一九八の六	三丁目一五番一	七番五〇号	丁目五番六〇	周南市秋月一〇	二五九の一四	丁目九番一	柳井市神代二九八三の二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

小野田第一交通株式会社	社会福祉法人 健寿会	社会福祉法人 長寿会	社会福祉法人 有限会社あさかい	有限会社オーパーツ介護サービスセンター	医療法人 健仁会	日本赤十字社	社会福祉法人 阿武町社会福祉協議会	社会福祉法人 阿東町社会福祉協議会	社会福祉法人 株学館	社会福祉法人 山陽小野田社会福祉協議会	社会福祉法人 山陽小野田社会福祉協議会
日の出一丁目一〇番一八号	大字有帆六六二の八	大字小野田一三二四の一〇	大字鴨庄五六の二	大字東高泊一五の五	日の出三丁目七番二号	東京都港区芝大門一丁目一三番三〇	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一の五	阿東町大字地福上六九七	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
第一サポートセンター	高千帆苑訪問介護事業所	長寿園訪問介護事業所	ひまわり・介護ステーション	ヘルパーステーション	訪問介護ステーションあさ紫苑	小野田赤十字病院	社会福祉法人 阿武町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人 阿東町社会福祉協議会	セイリスケアセンター下松	セイリスケアセンター西岩	さわやか社協
日の出一丁目一〇番一八号	大字有帆六六二の八	大字小野田一三二四の一〇	大字鴨庄五六の二	大字東高泊一五の五	大字山川九〇の一	大字小野田三七〇〇	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一の五	阿東町大字地福上六九七	武下市大字末下四三八の二	岩国市川西三丁目五番四〇号	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
医療法人社団 泉仁会	医療法人和同会	〃	医療法人錦病院	社会福祉法人 大和福祉会	山陽小野田市	共立美東国民健康保険病院組合	社会福祉法人 阿武町社会福祉協議会	社会福祉法人 博愛会	社会福祉法人 神原苑	社会福祉法人 寿幸会	萩市
宇部市大字木田四〇の二〇	大字西三岐二二九の三	〃	岩国市錦見七丁目一五番七号	光市大字岩田二六七	山陽小野田市日の出一丁目一番一号	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	阿武郡阿東町大字地福上六九七	防府市大字台道一六五五	宇部市神原町二丁目一番二二	萩市大字須佐一三七八の一	五〇〇
泉仁会訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	山陽小野田市訪問看護ステーション	美祢郡美東町訪問看護ステーション	阿武郡阿東町訪問看護ステーション	宇部市あかり園デイサービスセンター	神原苑新川セデイサービスセンター	すさ苑デイサービスセンター	萩市デイサービスセンター
宇部市大字木田四〇の二〇	大字西三岐二二九の三	〃	岩国市錦見七丁目一六番一〇	光市大字岩田二六七	山陽小野田市大字厚狭五〇三	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	阿武郡阿東町大字地福上六九七	宇部市大字西一波二二九の二	〃	萩市大字須佐一三七八の一	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

名称	所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター下松	下松市大字末武下四三八の二	"
"	"	セイリスケアセンター菊川	周南市大字下上六四四の一	"
医療法人和同会	宇部市大字西岐波二二九の三	グループホーム宇部	宇部市大字西岐波二二九の三	"
医療法人博愛会	" 上町一丁目四番一	グループホーム和らぎ・歓び	大字妻崎開作四六七	"
社会福祉法人寿幸会	萩市大字須佐一三七八の一	グループホームほたるの里	萩市大字須佐一三七八の一	"
萩市	大字江向五〇	萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ	大字椿東三一五の六	"
医療法人健仁会	山陽小野田市日の出三丁目七番二	グループホーム花	山陽小野田市大字有帆六六二の一	"
"	"	グループホームムフナ	大字山川九〇の一	"

山口県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	名称	所在地	指定年月日
地域包括支援センターの主たる事務所の所在地	宇部市常盤町一丁目七番一号	介護予防支援事業所の所在地	宇部市琴芝町二丁目四番二五号	平成一八、四、一
山陽小野田市	山陽小野田市日の出一丁目一番	山陽小野田市地域包括支援センター	山陽小野田市日の出一丁目一番	"

山口県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	名称	所在地	指定年月日
特定介護予防福祉用具販売事業者	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	特定介護予防福祉用具販売事業者	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	平成一八、四、一
常盤薬品株式会社	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	常盤薬品株式会社	宇部市大字妻崎開作八六〇の一	"
株式会社はんど	小松原町二丁目一〇番二四号	はんど宇部店	小松原町二丁目一〇番二四号	"
有限会社ホワイ トクリーニング	島根県浜田市下府町一八九の一	ホワイ トクリーニングハート・ケア事業部	萩市大字椿二七四二の三	"
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター川西	岩国市川西三丁目五番四一〇号	"
有限会社双葉商	岩国市川西四丁目五番五号	有限会社双葉商事ヘルスケア ショップふたば	尾津町二丁目二番三四号	"
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター周南	周南市桜木三丁目五番六〇号	"
海井医科器械株式会社	岩国市御庄二丁目一〇の一三	海井医科器械株式会社周南営業所	鼓海二丁目一八の七二	"
株式会社ハッタ	周南市大字久米一〇二四	株式会社ハッタ	大字久米一〇二四	"
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南福祉用具レンタル事業所	清水二丁目九番五号	"
有限会社オーパーツセンター	山陽小野田市大字東高泊一九一五の一五	オーパーツ介護センター	山陽小野田市大字東高泊一九一五の一五	"

山口県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字西方字中磯下九九八の一・九九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇四、大字伊保田字帯石一〇七九の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
魚つき
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年七月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 周東美川線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
岩国市周東町瀬越字郷一三七〇の四 地先から	旧	最狭 九四・五〇	一七四・五	

同市周東町瀬越字傍示ケ坪一三〇九
の一地先まで

新	最狭 二〇八・八七	一六五・二	道路改良工 事による。
---	--------------	-------	----------------

道路の種類 県道
路線名 長門油谷線
道路の区域

山口県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年七月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
周東美川線	岩国市周東町瀬越字郷一三七〇の四地先から 同市周東町瀬越字傍示ケ坪一三〇九の一地先まで	平成十八年七月八日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩篠生線	萩市大字吉部下字平床八〇一の一地先から 同市同大字字若敷七一二の四地先まで	平成十八年七月八日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
長門油谷線	長門市日置上字山崎四五〇五の二地先から 同市日置上字高原田五三七〇の二地先まで	平成十八年七月八日

山口県告示第三百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
長崎中央町地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	長 崎 中 央 町	五三一の六	一号
"	"	五三六の一	二号
"	"	五三三の一	三号
"	"	五二一の九三	四号
"	"	五三〇の九	五号
"	"	五二九の五	六号
"	"	五二九の八	七号
"	"	五二八の七	八号

山口県告示第三百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十八条第十三項の規定により、公開
による意見の聴取を次のとおり行う。

平成十八年七月七日

意見の聴取の理由

第一種住居地域内の熊毛郡田布施町大字麻郷
字瀬戸三六五八の一において自動車修理工場を
増築することについて

平成十八年七月十
八日（火曜日）午
後六時三十分 麻里府公民館

山口県知事 二井 関 成
意見の聴取の
期日 場所

(三六八) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査
の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
美 祢 市	平成十六年五月十七日から 平成十八年三月二十二日まで	美祢市地籍簿	大領町東分の一部
周 南 市	平成十七年十一月二十四日から 平成十七年十一月三十日まで	周南市地籍簿	大字湯野の一部
徳 地 町	平成十七年五月十一日から 平成十七年八月二十九日まで	徳地町地籍簿	大字上村の一部
秋 穂 町	平成十五年五月十六日から 平成十七年三月十五日まで	秋穂町地籍簿	東の一部

二 認証年月日
平成十八年七月七日

(三六九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のお
り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年八月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 聴覚障害者生活支援センターこすもすの家

代表者の氏名 玉野 和子

主たる事務所の所在地 周南市速玉町七番二六号

三 定款に記載された目的

聴覚障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、聴覚障害者の社会参加に寄与すること。

(三七〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年八月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人きょう・生

代表者の氏名 野村 和志

主たる事務所の所在地 宇部市常盤台二丁目二番一〇一〇一号

(三七二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年七月七日から同年十一月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク西岐波店

所在地 宇部市大字西岐波路一五六一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年二月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四九四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七九台

(二) 駐輪場の収容台数

四三台

(三) 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称
株式会社丸久
開店時刻
午前九時三〇分
閉店時刻
午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時十五分から翌日の午前零時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後六時まで

八 届出年月日
平成十八年六月二十七日

(三七二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年七月七日から同年十一月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月七日
山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ柳井
所在地 柳井市柳井四六八七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
代表者の氏名 高橋 吉昭

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	一九八台	一六九台
駐車場の自動車の出入口の数	四箇所	三箇所

四 届出年月日
平成十八年六月二十八日
五 変更年月日
平成十九年三月一日

(三七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年二月十七日山口県公告(九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年七月七日から同年八月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月七日
山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) スポーツデポ・ゴルフ5山口店
所在地 山口市大内御堀九六四の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



山口県公安委員会規程第五号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年七月七日
山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の表第三十八条第一項の項の次に次のように加える。

第38条第5項	少年指導委員研修の実施
---------	-------------

別表第一の十六の表第三十八条の二第二項の項の次に次のように加える。

第38条の2第3項	少年指導委員からの報告の取理
-----------	----------------

別表第一の二十の表第八条第二項の項を削り、同表第九条の項中「第9条」を「第8条」に改める。

別表第二の三の表に次のように加える。

第38条第5項	少年指導委員研修の実施
第38条の2第1項	立入り
第38条の2第2項	少年指導委員に対する指示
第38条の2第3項	少年指導委員からの報告の取理

別表第二の五の表第八条第一項の項を削る。

附則

この規程は、平成十八年七月七日から施行する。

平成十八年七月七日印刷
平成十八年七月七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）